

平成 29 年度 第 1 回焼津市自治基本条例推進委員会 会議録

日 時 平成 29 年 5 月 31 日(水) 14:00～16:00

会 場 市役所会議室棟 101 号室

出席者 ・焼津市自治基本条例推進委員会委員 9 人

- 委員 今井 邦人 (学識経験者)
- 委員 古川 譲治 (事業者の代表者)
- 委員 大石 智之 (事業者の代表者)
- 委員 青島 弘 (地縁コミュニティの代表者)
- 委員 兒玉 叔雄 (公益コミュニティの代表者)
- 委員 河村 直美 (公益コミュニティの代表者)
- 委員 岡本 喜美子 (公募により選出された市民)
- 委員 関 富美子 (市長が特に必要と認める者)
- 委員 近藤 征夫 (市長が特に必要と認める者)

- ・(事務局) 渡辺 晃子 (市民部市民協働課長)
- 堀内 千穂 (市民部市民協働課市民協働・男女共同参画担当主幹)
- 内田 有紀 (市民部市民協働課市民協働・男女共同参画担当主任主査)

欠席者 委員 大石 光宏 (公募により選出された市民)

次 第 (1) 開 会

(2) 議事

- ・アンケート結果の報告と議題の確認
- ・焼津市自治基本条例の見直し(更新)について
- ・平成 29 年度まちづくり市民集会の開催について
- ・その他

議 事

1 アンケート結果の報告と議題の確認

- ・委員長より議題に関する情報整理と内容確認

2 焼津市自治基本条例の見直し（更新）について

<今井委員長>

- ・条例の見直しの意味は、4年に一度は市民と議会と市長がこの条例に改めて向き合うということが大事なこと。
- ・条例の見直しに関し、平成30年10月までに市長は必要な措置をとらなければならないので、逆算すると、平成30年5月頃までに推進委員会としての意見・提案をまとめなければならない。
- ・まちづくり市民集会は、条例ができてから3回開催してきた。その実践に基づく見直しとして、主に17条（まちづくり市民集会）に関して検討することが目玉としてあるかと思う。
- ・具体的には、この条文は「何かを決定する場ではなく、まずは市民、議会、行政が一堂に会して問題を共有しましょう」という趣旨なので、もう一歩先に進めるかどうか。17条4項の「まちづくり市民集会の実施に関し必要な事項は別に定めます」について、市民集会実施規則などを定めるかどうか。私見だが、ここが今回の第一次改正だと思う。

事前アンケートの回答から、条例の位置付けについて、委員に考えをお聞きしたい。

<関副委員長>自治基本条例は自治の憲法みたいなものと考えていたが、それでは非常に難しくなる、絵にかいた餅になってしまう可能性があるということがわかってきた。しかし、まちづくりの基本的なことを条例化するからには、ある程度崇高なものにしたいという思いもある。

<大石智委員>自治基本条例ができたことで、行政のやり方や市民と議会の関わり方が変わったという事例を自分は把握していない。ということは、自治基本条例を知らずにいる人が多いということ。だから、これが最高規範という意識で、行政職員や議会が心がけているのか、自分としては疑問に思っている。市民だけがこの条例に取り組んでも意味がない。

<岡本委員>自治基本条例という言葉が浸透させる必要があるのか。精神とか心持ちとかの問題かと思う。まずは自分が活動することだと思い、いろいろ始めてみたが、そのように思うことが肝心ではないか。それは市民だけではなく、行政も議会も、みんな自分のこととして動く、そこがポイントだという考えに行きついた。

<近藤委員> 条例の PR 活動をやっても、条例というとな非常に難しい。我々推進委員は、条例があるということと、目指すまちづくりについて広めていく。一方で、地域からも条例の精神を興してもらおうのいいかと思っている。

<今井委員長> マンパワーが限られている中で、実際にやるのは大変だと思うが。

<近藤委員> 自治会に協力してもらわなければならない。推進委員会が動くとしたら、公民館単位で条例について話し合う機会があればよいと思っていた。

<兒玉委員> 条例を押し付けても根付かない。条例以前に、地域のことは地域で決めるとか、もとに立ち返って仕組みづくり、組織づくりからやっていかないと何も動かない。大井川町のまちづくり条例では、地域のことを地域で考えた。そういうものが集まって、全体が良くなるというようにしていかないと、条例がありますよ、こういうことをしてくださいといっても、なかなか難しいと思う。

<今井委員長> この条例が何なのかというときに、大上段に条例ですと構えてしまうと市民には受け入れられない。ただし、推進委員や行政の人は、大上段のところ

で理解してもらわなければいけないと思っている。
自分がいろんな地域で自治基本条例に関わってきた感覚で言うと、自治基本条例は最上位の条例というよりも、自治の基盤、基礎のように下から支えるものというイメージ。その上に、焼津市の人たちが作っている様々な仕組みや活動がいろんな分野にあって、それを基盤となって束ねているような。基盤を支える中で、向上してくるところがあったら、新たに底上げをして高めていく。そういう形で、条例と実際の自治、まちづくりが育ってくる、というイメージ。

自治基本条例を一生懸命説明して知ってもらっただけでは、その目標とするところが達成されないのではないかと思う。より実践に結び付くような働きかけ、それは地域に出て行って地元の人と話すことかもしれない。

<青島委員> それが大事だと思う。地域の方が、焼津市に自治基本条例ができたことをある程度理解することが基本的にあっただけのことだとは思いますが。

<大石智委員> 今まで、PI 活動など、結構な人数に PR してきたが、実際問題、その話を聞いた人が行動に移していない。むしろそれが問題だと思う。自治基本条例の話聞いた人が、面倒くさいなと思ったらおしまい。この通りにやったら、もしかしたらいいことがあるかもしれないと思ってもらわない限り普及できないと思う。それをつくるのがまず先ではないか。

<青島委員>自治会の役員は年度ごとに替わってしまう。大石委員がいうように持っていければ、地域の中にそういう推進委員をつくって話を進めていけばいいというのがひとつ。都市マスタープランでは、各年代層の中学生、高校生、若い世代も来ているし、そのように地域の話し合いをしていって、だんだん地域づくりになっていくのではないかというのがもうひとつ。

<関副委員長>公民館単位でコミュニティ組織がある。もう少し条例を普及させて、自分たちに必要な条例だから推進していこうという気持ちになってもらうためには、公民館単位のコミュニティ組織に入っていくのもいいかと思う。

<今井委員長>既存の仕組みを使うとか連携していくのは現実的にはいいと思う。マンパワー的に可能ならば、青島委員が和田地区の人なので、そこで自治基本条例の精神に則った活動を推進委員会としてやれるかどうか検討できると良い。

3 平成 29 年度まちづくり市民集会の開催について

<今井委員長>

- ・当初の予定から日程を変更した。平成 30 年 1 月 13 日(土)の午後、焼津文化会館小ホールで開催。
- ・今年も実行委員会形式で行うが、メンバーは推進委員以外からも集めつつ、推進委員の何人かには入ってもらう形にしたい。
- ・特に河村委員に中心になってもらいたい、ここまでの話しで意見はあるか。

<河村委員>自治基本条例は空気みたいな存在にならなくてはいけないと思っている。10年くらいかけてみんなに名前を知ってもらえればいい。成果が出ないことに対して予算が削られているがそれはおかしいと感じている。
私は市民集会の実行委員を兼務する。声掛けをして、やりたい人にも携わってもらいたいし、条例策定時から関わっている情熱を持った人にももちろん関わってもらいたい。実行委員の門戸を広くし、会議も解放された感じでやりたいと思っている。

<今井委員長>焼津市のより良い自治の文化を創る基礎、基盤が自治基本条例だと思っている。自治基本条例ができたことによって改変、改良が行われ、行政の中で徐々により良い組織文化ができるとか、議会も変わってくるとか、市民集会という仕組みができたこととか、少しずつ浸透し高めていく。そう考えると、さきほどの大市民集会と小市民集会を展開していくことについて、大変だとは思いますが、和田地区でやってみるということについてはどうか。

<近藤委員>市民集会は市全域を対象に年 1 回やらなければならないのか。地区で行う市民集会を年 1 回の市民集会とすることはできないか。

<今井委員長>年に一度は、市民、議会、行政が一堂に会して、大ワールドカフェみたいな形で市全体のことを考えるというのが基本かと思う。

ミニ市民集会に関しては、会場を取り、人さえ集めてもらえれば何とかなる。もちろん、適切なテーマ設定とか進行は打合せする必要があるが。

<近藤委員>大ワールドカフェをなくすというのではなく、ミニ市民集会のようなところから興さなければいけないかと。大ワールドカフェは、やった後のフォローはどうするのか。そこをまず決めていかないと。

<今井委員長>それが、条例 17 条のまちづくり市民集会関連の見直しということ。これまで 3 回市民集会をやってきた経験の中で、これでは物足りないということがあれば、平成 29 年度のまちづくり市民集会のやり方で実践しながら、この条文をもう一步踏み込んだ形に修正していくということがひとつある。具体的に、文言や今年度実際にどうやるかについては、複数の案を作って、次回の委員会で具体的に検討してみるということとするか。皆さんに事前にアンケートを取って意見を取りまとめ、案をいくつか作ることもできるので、17 条についてはそのように進めていく。それと並行して、実行委員会が動き出すが、河村委員と服部さんをお願いすることになると思う。実行委員長をやっていたいた関委員は条例見直しの方にパワーシフトしてもらって…

<関副委員長>実行委員長は若い人にやってもらいたいと思うが、一委員として関わる分には今までの経験をということで関わりを断つわけではない。若い人には若い人なりのパワーがあるが、経験のあるおばさんが一人くらいいた方がいいかなと思っている。

<今井委員長>実行委員会は、河村委員が世話役となって関委員、事務局がサポート。和田のミニ市民集会は、青島委員、近藤委員、事務局を中心に、開催時期も含めてやれるかどうかから検討してほしい。

4 その他

<大石智委員>配布資料に、4 年に一度は、市民、議会、市長がこの条例に向き合うとある。市民が向き合うというのはこういう話し合いだと思うが、議会、市長が向き合うのはどういうスケジュールでどういうことをやるのか。

<今井委員長>それは事務局に整理してもらおう話。事務事業評価シートで自治基本条例に関わることがあったと思うが、それとの関係とか。

<事務局>事務事業との関係はやり方を検討中。事務事業評価シートからの抽出は現在のシステムではできないとのことだった。

<今井委員長>無駄な作業は不要。有用なところにエネルギーを割いていかなければならない。これは宿題とする。

<関副委員長>改正するのは17条だけか。

<今井委員長>第17条については案を提示して具体的な議論をする。それ以外のことは整理する時間が必要なため時間がほしい。市民集会実施規則を核とする。第17条自体はシンプルに。変えないということも選択肢の一つ。

<関副委員長>自治基本条例のパンフレットはあるが、もっと平易な具体的でわかりやすい言葉で書かれた三つ折り程度のリーフレットを作ることを提案したい。

<今井委員長>今あるパンフレットがなくなった時に、予算付けをして作るのが筋。ただミニ市民集会などで使うため、わかりやすく説明する資料は必要だと思う。そういう意味では、リーフレットがあってもいいのではないか。

<事務局>第2回目の推進委員会は10月6日(金)14時から開催する。